



第 39 号

北海道高等学校日本史教育研究会

事務局 北海道恵庭南高等学校
〒061-1412 恵庭市白樺町4丁目1番1号
TEL 0123-32-2391 FAX 0123-32-5500

温故知新 ～会長就任にあたってのご挨拶～

北海道高等学校日本史教育研究会長 荻島勝幸
(北海道室蘭栄高等学校校長)

新年あけましておめでとうございます。このたび本会会長の任を仰せつかりました室蘭栄高校の荻島勝幸です。どうぞよろしくお願ひします。

新学習指導要領が高校で施行されるようになって2年目を迎える中、すでに各学校では「歴史総合」や「日本史探究」の授業が始まっていることと存じます。これらの授業づくりに関しては、さまざまな研究や研修がなされ、指導方法や教材に関する情報も目に見えて増えています。それは、最近の高教研地歴公民部会での研究発表や道教委が進める授業研究セミナーなどにおいて、優れた授業実践が多数紹介されているとおりです。20代後半から30代の若い先生方のこうした意欲的な授業実践を大変心強く思っております。

そのような中であって、ご存じのとおり本研究会は、先進的な学問成果に直接触れることを目的としており、毎年夏に、道内と道外から各お一人ずつ大学の研究者をお招きしてご講演いただく研究大会をじつに半世紀近く続けております。昨年8月の第46回大会では、時代を中世に設定し、明治大学の清水克行先生から“戦国大名の分国法と民衆の姿”について、また北海道武蔵女子短大の高鳥廉先生からは“五山派寺院と政治権力の関わり”についてのご講演をいただきましたが、共に歴史好きにとっては大変に刺激的で興味深いお話であり、あらためて「やはり歴史は面白い！」そう思える素敵なひとときでありました。

思えば（ここからは非常に個人的な話になり恐縮ですが）、本会と私の出会いはもう30年以上前になります。当時まだ20代で、かけ出しの日本史教員でしたが、自身が参加した教員研修会の場で、その講師を務められていた先生から声をかけていただいたのがご縁の始まりでした。その後、講演の記録や書評の執筆、本会が携わる日本史問題集や用語集の執筆のお手伝いをする中、多くの素敵な先輩方（私は勝手に“素敵な歴史じじい”と呼んでいました）と出会うことができ、共に時間を重ねる中で、日本史教員として育てていただいたという思いが強くなります。

最先端の歴史研究に触れる毎年の夏の研究大会以外にも、例えば20数年前に泊まり込みで参加した「上ノ国シンポジウム」や10年ほど前に本会が主催した「壱岐・対馬巡検」などでも、見渡すとまわりにはいつも“歴史が大好きな先生方”の姿がありました。

先ほどの“素敵な歴史じじい”について言えば、自身がそうなり得ていないのは痛恨の極みではありますが、私自身、いつまでも歴史愛好者でありたいと思っている次第です。

昨年、清水先生のご講演に触発され、書棚にある一冊の専門書を何十年か振りに開きました。門脇禎二著『「大化改新」史論（上・下）』。大学受験時に数研出版『チャート式日本史』でお世話になった故門脇禎二先生でありましたが、じつは私が入学した大学で教鞭をとっておられ、当時、いわゆる大化改新否定論者の中心としてご活躍中でした。改新の詔の信憑性とどまらず、乙巳の変前後の権力構造や難波長柄豊碕宮の成立時期などから、“古代史における一大事件であり律令制の出発点である”という大化改新の定説を次々と否定される先生の講義を目から鱗が落ちる思いで聴いていたものでした。卒業後、北海道に戻って日本史教員になりましたが、ほどなくして、山川出版社の『詳説日本史』の補注欄に、改新の詔には後世の潤色も見受けられ改新否定論も存在するといった記述を目にした時には、門脇先生のことを思い起こし、感動すら覚えました（現在は“新肯定論”も存在するそうです）。

自分自身が好きな“歴史”を教える楽しさを感じながら教壇に立つ、年に一度、歴史の醍醐味や面白さを実感してまた教室に戻っていく、これからもそんな仲間が集まる研究会であってほしいと心から願ってやみません。

本年も何卒よろしくお願ひいたします。

◇第46回 (2023) 北海道高等学校日本史教育研究大会 講演記録①

戦国大名と分国法

明治大学商学部教授 清水克行氏

文 稲山明久 (北海道士別翔雲高等学校)

はじめに一分国法とは—

本講演では、①戦国大名が支配しようとした社会はどのような社会であったのか、②戦国大名はどのような支配をしようとしたの程度実現できていたのか、という2つの問題に、分国法を分析することによって迫っていく。その際、六角氏式目を題材として考える。

六角氏は、近江観音寺城 (標高432m) を拠点にした戦国大名である。観音寺城は隣山に存する安土城よりも規模が大きく、膨大な数の廓が設けられ、石垣を多用している。これは近世城郭の特徴で、中世城郭は土塁が一般的であった。中腹に観音正寺があり、城名はこの寺に由来する。麓に桑実寺があり、遺構と『桑実寺縁起』の記載が一致している。城下町の石寺に日本で初めて楽市令を敷く。楽市令という織田信長の施策というイメージが強く、六角氏自体も信長にあつという間に倒されてしまう弱小大名という印象が時にもたれるが、城郭の規模からみても城下振興策として信長に先じた政策をとっている点からみても、注目される点である。

観音寺城の立地としては、観音正寺を中心に据え、周囲に廓その他武家屋敷等が設けられる。本丸も城域の隅に追いやられるが、それは六角氏の求心性の弱さを意味するものではなく、観音正寺の庇護者としての性格を強く表しているのではないかと考えられる。中世の城は軍事的要衝ではなく、宗教的聖地に築かれることが多く、聖なる場所に城を築きそこに支配者が住むことに意味があったからである。

一 「六角氏式目」の個性

1 内容構成

六角氏式目は全67条で構成されている。末尾に、六角氏の家来20名による起請文が記載され、「この法の内容を我々は遵守する」と神に誓っている。加えて、六角氏の当主及びその父親も「この法を遵守する」と神に誓う起請文が掲載され、さらに1か月後に新たな6か条の追加法が定められている。

中世法は検断 (刑事事件)・所務 (不動産訴訟)・雑務 (動産訴訟) の3部構成が一般的であり、六角氏式目は所務規定が多いことが特徴である。また、内容項目のカテゴリなど構成が整っている。伊達家の塵芥集と比較すると、塵芥集は検断規定が非常に多い。また、条文のカテゴリが困難な上に重複もみられ、恐らく作成者の伊達植宗が思いついた順に書き連ねていたことが推測される。

2 先進地域ゆえの特徴

市場で売買されている物品について、盗品の指摘がなされた場合、売主が仕入れ先を明確化し、盗品ではなくまっとうに仕入

れたことを証明する義務を負うのが、中世法における一般的な法理であった。しかし、六角氏式目においては、盗品証明は被害者の義務とされる。明らかな商工業者優遇であり、円滑な商業の推進と経済の振興が目的と考えられ、信長も継承している。

債務の連帯責任についても、債務不履行が生じた場合、債権者はその全額を連帯保証人に請求することができるという、債務者よりも債権者すなわち商工業者を優遇する政策が採られている。

二 日本のマグナカルタ

1 六角承禎 (義賢)・義治小伝

承禎は家督相続後間もなく、「条目二十一条」制定した。法意識が高かったことがうかがえる。中央政界と密接なかかわりをもって、当初は三好との関係が悪かったが、1558年に和睦。承禎は息子の義治に家督を譲るが、その後、北近江の浅井との関係が悪化し、義治は美濃の斎藤と同盟を結ぶ。そのことが承禎と義治の関係を悪化させ、二頭体制化し、義治は孤立してしまう。義治が家臣の後藤賢豊を闇討ちしたのを機に、家来一同の反発を受け父子は観音寺城を追われる。1567年に家来と和睦した父子が観音寺城に戻った際に制定されたのが六角氏式目である。その後1年足らずで信長に滅ぼされる。

分国法は領域が不安定な時につくられることが多く、しかも法制定の成功例は少ない (ほとんどが滅びの道をたどっている)。従って、分国法の制定を戦国大名の到達点というようには理解できないと考える。

2 制定の経過

六角氏式目は、六角父子が観音寺城に戻る交換条件として、家来たちが主導して制定された。大名権の恣意を規制する内容が多く、「日本のマグナ・カルタ」と呼称される。一方で家来たちも自己規制する規定を盛り込んでいる。

三 抵抗する村々

1 村々による年貢対捍闘争

式目の22~24条を分析すると、当時の近江百姓が領主に対してどのような闘争を行っていたのかみとれる。近江惣村の自立性・先進性が現れており、近江武士にとっては強かな百姓から如何にして確実に年貢を徴収するかが課題であったことがうかがわれる。

2 領主と百姓は契約関係

中世における百姓と武士 (領主) との関係は、保護と貢納を互いに対価とする契約関係であった。従って武士たちは、村や百姓を統制するために、より上位に位置する

六角氏の権威が必要だったのであり、それが式目に所務関連が多い理由だと判断される。逆に検断関連規定がほとんど存在しないのは、惣村が自検断という形で担っていたからであり、ここにも近江惣村の自律性・先進性をみとることができる。

四 戦国大名の到達点

1 裁判制度の整備

中世社会は当事者主義 (‘獄前の死人、訴えなくんば検断なし’) が原則であったが、六角氏式目からは職権主義への移行期にあることが読み取れる。たとえば、勝訴すれば返金され、敗訴すれば寺社修理費用として没収されるという訴訟費用規定からは、濫訴防止と奉行人への賄賂防止という目的が読み取れ、非常に先進的である。

2 「御国」と「御家」

「御国」の意味には、①「日本国」、②国郡制における「国」、③「郷里」、という3つの意味が考えられる。戦国期には「支配領域」という意味合いが加わる。「日本国」の中で独立した権力体であるという重層的な認識が戦国大名の中に生まれていたということが想定できる。

3 永禄十年六角氏の徳政令

六角氏は浅井氏の侵攻を受けて徳政令を發布した。困窮家臣・領民に対する救済が目的である。今回は分一徳政令ではない。その代わり、対浅井戦において武士・百姓を問わず協力を求めるというものであった (総動員体制)。

戦国期には家来 (侍)、百姓、傭兵 (足軽) という3つの階層が戦争に関わっていた。

戦国期以前は武士のみが主従制に基づいて戦争に動員されていたが、戦国期になると大名の統治権 (独立国家権) に基づいて百姓の動員が始まる。さらに金銭契約でもって傭兵の動員が行われる。結果として、戦争の大規模化が始まる。統治権論理に基づく百姓動員が最もあてにならず、この動員をかけた大名はほぼ滅亡する (滅亡直前にこの論理による動員をかけている)。

反作用として、大名の統治権を傷つけるための一方策として、城下町焼き討ち等も行われるようになっていく。

おわりに一分国法の読み方—

分国法は満を持して制定されたものではなく、追い詰められて制定されたものが多い。よって分国法は完成形ではなく理想形であり、十全に実現できていたわけではない。中世社会は公権力や法よりも慣習や習俗が優越している社会であった。

◇第46回 (2023) 北海道高等学校日本史教育研究会 講演記録②

室町時代の五山派禅宗寺院と政治権力

北海道武蔵女子短期大学講師 高鳥 廉氏

文 馬場 脩平 (北海道北見北斗高等学校)

はじめに

室町時代における五山禅宗は、文化史の側面で説明されることが多い。しかし、文化史以外の側面で五山派が果たした社会的な役割や機能、影響についても目を向ける必要があると考える。そこで、今回の報告では、五山制度の概要を簡潔に整理した上で、十刹第一位の等持寺を取り上げて、五山制度上における將軍家所縁寺院の機能を整理する。続いて、將軍家菩提所の等持院を題材として、非官寺の將軍家所縁寺院が果たした役割を概観し、さらに対象範囲を拡大して、將軍家に関わる禅宗寺院が有した社会的な存在意義についてまとめていく。

1 五山制度の概要と大名家所縁の禅宗寺院

五山制度は、諸山・十刹・五山という3つの寺格に分けられ、これを五山派僧侶が昇進していく仕組みとなっている。五山は政治権力所縁の寺院が多数を占めているが、十刹や諸山にも大名家所縁の寺院が含まれており、地域権力にとっても五山制度や人事は関心事であった。住持任命権は將軍家が持っていたため、五山制度は將軍家の支配や統治と大いに関連しているといえる。

一般的な五山僧の昇進は、まず「喝食」として入寺し、得度、薙髮を済ませ受戒して度僧となり、法諱を与えられる。その後、寺内の諸役を務め、ある程度の年齢になると「乗払」を済ませる。住持に代わって説法を行い、のちに諸山の住持となって十刹、五山の順に昇進していく。住持期間は三年二夏が原則であったが、次第に形骸化した。

大名家所縁の禅宗寺院は、時代が下っていくにつれて増加した。所縁寺院の僧侶は、菩提所として故人の供養を行うだけでなく、大名の使者として派遣されたり、情報収集・伝達などの役割を務めたりした。

また、將軍と諸大名との関係において、仏事を担当する僧侶の選定を將軍が行った事例や、仏事費用が將軍から下賜された事例が存在する。將軍による大名家所縁寺院への関与・支援は複数の例がみられ、中には將軍の像を安置する所縁寺院も存在した。

2 等持寺の位置づけ

等持寺は、足利直義の三条坊門第に隣接する將軍家の菩提寺である。直義の失脚に伴い

夢窓疎石が開山とされ、夢窓派僧侶が住持職をほぼ独占していく。室町期には十刹第一位の寺とされた。

等持寺の住持職は、多くの者が望むもので、褒賞や功勞への対価として位置づけられていた。その理由としては、等持寺の住持経験者は五山二位の相国寺への昇住が可能であること、五山住持か経験者しか就けない將軍の御相伴衆になることができること、「準五山」寺院の住持を務めたという箔づけとなることが挙げられる。等持寺の住持を務めた僧は、「準五山」の待遇となるため、紫衣の着用や書札札、対面礼節において厚遇された。

3 等持院にみる將軍家所縁寺院の機能

等持院は、洛中の等持寺と対をなす洛北の寺院で、將軍家の葬所・菩提所である。住持職はほぼ夢窓派僧侶が継承し、住持は將軍家の葬儀で喪主を務めた。等持院の住持は將軍の側近としての役割を担い、その任命については褒賞としての意味合いが強かった。等持院は、夢窓派の中でも「老宿」や「大尊宿」と呼ばれるような高僧の入院先であった。その多くが五山、特に相国寺住持を経た夢窓派僧侶である。等持院は五山や十刹に列位されていないものの、夢窓派の高僧の主たる入寺先として機能していたことがうかがえる。

4 將軍家所縁禅宗寺院の機能

等持寺住持は準五山の住持で、御相伴衆として將軍に近い存在であり、他の十刹寺院の住持よりも格上であった。等持院は夢窓派高僧の入院先で、南禅寺住持経験者の入院もみられる。ともに、入寺希望者は後を絶たず、

有力子弟の入寺や推挙も少なくなかった。また、大名家が將軍家の所縁寺院に関わりのある僧を入寺させ、政治的立場を優位にしようとする例もみられる。したがって、五山派禅宗を考えていく際には、官寺制度のみを考えるだけでなく、大名家や地方権力との関わりを踏まえる必要もあると考えられる。

將軍家所縁寺院を理解する際には、次の2つの点が重要であると考えられる。1つ目に、五山制度を活用した人事制度は、將軍によって管理されているため、五山僧や檀越は昇進のために將軍家との関係を深める必要があったという点である。2つ目に、所縁寺院を通じた求心性の保持という点であり、御相伴衆や相国寺昇住、夢窓派高僧の入院先としての等持院の存在など、住持と將軍はきわめて近い存在であった。將軍家を中心、あるいは頂点とする秩序は、五山派禅宗界においても再生産されていると考えられるのである。

おわりに

文化史や外交史で注目されてきた五山派禅宗勢力は、政治史を考える上でも重要な素材である。禅宗官寺の住持任命の重要性はこれまで論及されてきたが、將軍家所縁の寺院という観点から見た場合でも、それらの寺院が支配を支える存在であったことがうかがえる。また、室町時代における五山派禅宗の存在感の高まりや、相次ぐ諸大名による五山派禅宗寺院の創建、それらの寺院が果たした世俗社会との仲介役としての機能など、近年指摘されている点について、將軍家の所縁寺院を検討していくことは、これらを明らかにしていく上でも重要であると考えられる。



北海道高等学校日本史教育研究会第47回研究大会 (ご案内)

日時 2024年8月1日(木) 9時30分~15時30分

会場 北海道クリスチャンセンター (予定) 〒060-0807 札幌市北区北7条西6丁目 TEL 011-736-3388

講師 東京理科大学教養教育研究院講師 菅原慶郎氏 (演題未定)

花園大学文学部教授 鈴木康子氏 (演題未定) ※両氏には近世経済貿易流通史に関するご講演をいただきます。

※大会後の8月2日(金)~5日(月)には「新潟・佐渡巡検」を予定しています。

◇書評

清水克行著『室町は今日もハードボイルド—日本中世のアナーキーな世界』新潮社

文 幡 本 将 典 (市立札幌開成中等教育学校)

本書は『小説新潮』に連載された文章に加筆・修正を加えたものであり、大変読みやすい内容であるが、日本中世史に関わる興味深い論点を多々含むものとなっている。

著者はまえがきで、日本の中世を、分権が進化したアナーキー（無秩序）で、「自力」で暴力を行使することを悪と考えない時代だったと指摘する。そのうえで、そのような社会を学ぶ面白さは、現代の私たちの価値観を揺さぶる破壊力にあるのだとして、一次資料からアナーキーな事件や、当時の社会の仕組み、人々の心性を描いていく。本書から一話、内容を紹介する。

著者がインドの山奥を旅した際、有料道路の料金所だと思っていたのが、山賊が勝手に建てた料金所であったという経験をした。このようなことは、中世の日本でも行われていたという。琵琶湖近くの堅田という集落で、船の通行料を徴収したり、海運業に携わるような集団がいた。彼らは時に略奪行為を行い、史料上海賊と呼ばれる。ある時、堅田の海賊である兵庫という青

年が、京都にある本山修験宗の総本山聖護院に出家しようとする少年一行を皆殺しにし、金品を略奪した。皆殺しにしたはずが、わずかに生き残った者がいたため、この大量殺人が聖護院に伝わり、聖護院は幕府に訴え、事態は堅田全体が責任を負うべき問題となった。兵庫の父は切腹して詫び、堅田全体が責任を負うことは免れた。兵庫は父の死に衝撃を受け、俗世を捨てて遍礼の旅に出て、やがて本福寺にたどりつき、浄土真宗に帰依し信心を深めた（実際本書では、これらの話が著者の文才によって、臨場感あふれる描写とともに叙述されており、一次資料の魅力を余すところなく伝えている）。

以上は『本福寺跡書』という史料に記載された内容である。著者はこの話を紹介したうえで、兵庫に大量殺人そのものへの反省がないことに違和感を持ち、それは兵庫の罪を際立たせることによって悪人正機説を強調しようとした、史料の性格によるものではないかと指摘する。このような話は、生徒に史料の読み方扱い方を指

導する際の一助となるのではないか。また、本山修験宗の総本山聖護院が幕府に訴え、堅田が追い込まれていく様子は、いわゆる権門体制の一端を示す例ととらえることもできるのではないだろうか。

更に著者は、この話の最後に次のような問いかけをする。戦国時代に大きな力を持った一向一揆に身を投じた者の中には、兵庫のような殺人をものともせず、水運業に長け、首都圏の富を手にするような者たちがおり、それが織田信長を震撼させた一向一揆の強さだったのでは、と。教科書では詳細に語られない一向一揆の強さが、見事に説明されている。

全16話、一次資料を忠実に紹介しながら、無秩序な中世日本をいきいきと描き出し、同時にその時代の本質を突くような問題提起がなされている。読んだ瞬間、生徒に伝えたい話が満載の一冊である。

◇高大連携歴史教育研究会第9回大会参加記録

私の授業計画はいかにして作成されていくべきか

文 安 藝 宏 和 (札幌北陵高等学校)

昨年度、歴史総合の授業を担当し、指導と評価の計画を立てることの重要性を特に感じた。そこで、歴史総合や日本史探究の指導計画作成のヒントを得るため、8月に立教大学でおこなわれた高大連携歴史教育研究会に参加することにした。

歴史総合では、近代化、大衆化、グローバル化という大きな変化を理解するために核となる概念を設定し、毎回の授業では教師が「問い」を提示して個別の歴史事象を扱いながら知識の概念化をうながしていく。単元の指導計画を作成する際には、このことを意識する必要がある。そのヒントになったのは、第1部会のパネル「歴史総合における概念的知識」であった。概念獲得を目的とした授業を計画するときに、ウィギンズとマクタイが提唱する UbD (Understanding by Design) の手法を用いることが提案された。教師がその単元で獲得させたい概念を吟味し、その概念を獲得するための問いを設定し、評価法をきめ、最後に具体的に学習の内容を計画するという「逆向き設計」の手

法である。近代化、大衆化、グローバル化の単元について、3名の発表者からこの手法に基づいた単元の概念構成図が示された。その中には、歴史総合で学ぶ3つの大きな変化を生徒が理解するのに必要な上位概念と、それを獲得するために必要な下位概念が設定されている（例えば近代化の単元では、上位概念が国民国家、帝国主義などで、下位概念が市民革命、立憲体制、独占資本主義、植民地主義など）。獲得させたい概念が決まれば、その歴史事象を授業で扱うのかという基準が決まる。その意味で、3名の示した概念構成図は、自分の授業計画を作成する際の叩き台として使うことのできる大変有用なものであった。ひとつ残念なことは、評価に用いるパフォーマンス課題が、レポート作成などの文章によるものに偏っており、そこに新しいアイデアがなかったことである。

第2部会では、「歴史教師はいかに目標の実現に向けた「私の授業理論」を作っていくか」というテーマで2名の実践報告があった。その中で「教育課題校」に勤務する教員3年目の発表者

が、講義形式の授業の「崩壊」を経験し他の先生のすぐれた授業実践を採用するが、それもまた崩壊してしまったことから、授業の方法を変えることだけで解決できる問題ではないことに気づき、目標論から授業改善を図るという内容の発表が印象的だった。「そもそもなぜ、この内容を教える必要があるのか?」「2023年を生きる、本校の生徒が〇〇を学ぶ意義は何なのか?」「これはこの生徒たちに、どのような学びの意義をもたらすものなのか?」から授業を作っていくことで、生徒は主体的に歴史を学ぶことができると確信した発表だった。

今回の大会参加は、特に授業内容の精選において新たな視点を獲得することができた。概念をもとに授業で扱う内容を精選するという視点、教師の授業理論をもとに生徒が歴史を学ぶ意味を考え内容の精選を図るという視点である。授業改善のためには、多くの授業実践から学び、授業者の声を聞き、それをもとに自分の授業を見直さなければいけない。あらためてそのことを感じた研修であった。